

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

裾野市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 須山・富岡地区

(1) 現況

本地域は、野芝やソバの産地であり、今後とも農業振興を図るためには、地域において農用地を適切に保全管理することが必要である。

また、お茶の生産では、有機JAS認定を取得した無農薬生産に取り組んでいる農家がいることから、今後この取り組みを支援していく必要がある。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進し、併せて、同項第3号に掲げる事業も行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

2. 東・西・深良地区

(1) 現況

本地域は、豊富な水資源を活用した稲作地帯であり、今後とも農業振興を図るためには、地域において農用地を適切に保全管理することが必要である。

また、近年は米の価格低迷や食の安全についての意識の高まりから、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することが必要となっている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進し、併せて、同項第3号に掲げる事業も行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	須山・富岡区域	法第3条第3項第1号、及び第3号に掲げる事業
①	東・西・深良区域	法第3条第3項第1号、及び第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

特になし。